

技能講習事業における 「緊急事態宣言」解除後の対応について

令和2年5月21日、大阪府が「緊急事態宣言」の区域から解除され、当センター技能講習事業は次のとおり対応していきます。

1. 講習の休止・再開予定

大阪府、その他自治体から発表された緊急事態措置解除に伴い、講習業務を再開している講習機関がありますが、講習業務の再開状況は講習機関により異なります。講習の受講を希望する方は当センター技能講習係までお問合せください。

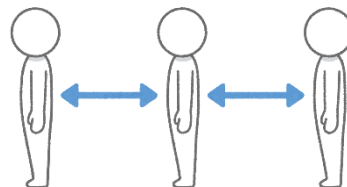
2. 新型コロナウイルス感染予防・拡大防止

(1) 選考説明会での感染予防・拡大防止対策

① 部屋の換気



② ソーシャルディスタンスでの座席レイアウト



③ 消毒液での消毒



④ マスクの着用



(2) 各講習機関で実施中の感染予防・拡大防止対策

飛沫感染・接触感染防止のため、消毒液の使用やマスクの着用等が求められています。各講習機関の指示にしたがってください。



公益財団法人西成労働福祉センター
労働福祉課 技能講習係

06-6641-0325